

令和6年11月14日

組合員・利用者の皆さま

令和6年3月に発覚した年金共済の不適切な契約に対する再発防止策について

当組合では、令和2年2月に推進上の禁止行為（誤った説明により共済契約加入の判断を誤らせたもの）という共済事業に係る不祥事件が発生しておりますが、当該不祥事件については判明した令和6年4月に所管行政庁への届出を行っており、所管行政庁の指導の下、下記の再発防止策に取り組んでおります。

今後は、このような事案を発生させることのないよう、令和5年11月24日に策定しました「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」に基づき、組合員・利用者の皆さまに対して誠実・公正に業務運営を行ってまいります。

記

1. 正しい共済知識の習得

共済契約者が共済契約に加入するかどうかを判断するにあたり正しい情報を伝えるため、各種普及担当者（以下、LAという）向け研修会において共済仕組みの学習会を行い知識習得に取り組むとともに、各種会議で「契約者・利用者への情報提供義務」ならびに「誤解を招く表示行為等の禁止」を遵守した活動を徹底するよう指導し、未然防止に向けた態勢を確立してまいります。

2. 監事監査・内部監査体制の強化

再発防止策の実施・定着状況を検証するため、監事監査および内部監査（無通告監査含む）を年間計画に基づき実施し、不十分な取組みが発見された場合には改善指導してまいります。

3. 職員のコンプライアンス意識の醸成

年1回開催している全職員を対象としたコンプライアンス研修会ならびに、LAおよび役席者に対しては各種会議においてコンプライアンス研修を定期的実施して、「推進するうえで遵守すべき法令等」について周知を徹底し、コンプライアンス意識の醸成をはかってまいります。

以上

信州諏訪農業協同組合

代表理事組合長 小平 淳